

令和2年3月27日



新潟市立学校園

学校園再開に向けたガイドライン



新潟市教育委員会

目次



I 感染症対策編

- 1 新型コロナウイルスへの正しい理解
- 3 出席停止
- 5 感染した場合, 濃厚接触者に特定された場合

- 2 学校園における感染症対策
- 4 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

II 教育活動編

- 1 各種集会等
- 3 スタートカリキュラム
- 5 未学習内容の扱い
- 7 休み時間
- 9 感染者・濃厚接触者への偏見・差別
- 11 運動会・体育祭
- 13 健康診断の実施
- 15 校時表, 時程の弾力的運用
- 17 転入児童生徒等への対応
- 19 新型コロナウイルス感染症対策のために不安で学校に登校できない児童生徒等に対する家庭学習
- 20 教職員向けのコンテンツ

- 2 新たな学級開き
- 4 子どもをよく「みる」
- 6 子どもの学習意欲を喚起する授業
- 8 部活動・対外試合
- 10 宿泊を要する修学旅行・学校行事
- 12 校外学習
- 14 年間予定の見直し
- 16 海外からの児童生徒等への対応
- 18 家庭・地域への発信・不安解消
- 21 教育実習等の受け入れ

III 地域と学校パートナーシップ事業・子どもふれあいスクール・学校開放

- 1 地域と学校パートナーシップ事業
- 2 子どもふれあいスクール
- 3 学校開放

IV 放課後児童クラブとの連携・協力

- 1 3つの条件を生まない環境づくり

- 2 連携・協力の手順

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

2 新しい生活様式の実践例

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、厚生労働省より「新しい生活様式」が公表されました。学校においては、これらの実践例を参考に、可能な限りの感染症対策を実施されるようお願いいたします。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

NEW

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

2 学校園における感染症対策



R2.8.19更新

3 感染症対策について

(1) 感染源を断つこと

NEW

- ①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底
- ・発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。

※「発熱等の風邪の症状」・・・体温 37.0°C 以上*1・咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等の症状がある場合

*1 新型コロナウイルス感染症の特徴として、罹患しても軽症で経過する例が多いことが報告されており、微熱も「発熱等の風邪の症状」の一つに捉えられることから、「 37.5°C 以上」としていた家庭で休養させる目安を「 37.0°C 以上」に変更する。なお、平熱が高い等、個別の対応が必要な場合は、保護者にかかりつけ医に相談してもらったり、学校医に相談したりするなどして適切に対応する。

・上記の症状を目安とするが、上記に挙げた症状以外にも風邪の症状と認められる場合については、これと同様の対応とする。



(4) 集団感染のリスクへの対応

①換気の徹底

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候、教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。

1) 常時換気の方法

NEW

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。
- ・廊下側と窓側を対角に開ける。
- ・窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とする。
- ・廊下の窓も開ける。

4 子どもをよく「みる」

～ 夏季休業明けの配慮事項 ～

NEW



【全校種・全学年の対応ポイント】

児童生徒や保護者の感染への不安状況をしっかりと把握した上で、新型コロナウイルス感染症対応に関する正しい知識を、発達段階に応じて定期的に伝える。

☆ 今後実施予定である、様々な行事や教育活動における、児童生徒や保護者の感染への不安を十分に把握した上で、その予防対応を、事前に児童生徒や保護者に説明することで、精神的な不安軽減を図る。

4 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

【行動の変化をみる】

- 学校の登校を渋る
- 学習意欲が低い
- ささいなことで物を壊したり，人に攻撃的になったりする
- ささいな物音に驚く
- 一人になることを嫌がる
- 好きなことでもやりたがらない
- 家族に反抗的になる
- 何度も手を洗ったり，少しの汚れを気にする
- 親のそばから離れず，強い甘えがみられる

たよりを通じて家庭と共有

5 未学習内容の扱い

新教支第1643号参照



これまでのガイドラインの内容を参考としてそのまま載せてあります。

卒業を迎えた学年以外の児童生徒

現担任・担当

共有・引継ぎ

新担任・担当

現学年における未学習内容の精選

必要に応じ学年において補充のための授業を実施

- ・教科や内容により、年度始めに実施
- ・教科の内容を関連付けて年度途中に実施

- 必ずしも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要なし
- 時数確保のために長期休業短縮は可能だが、土曜授業は不可

□学年の学級数が複数ある場合や、進級に当たり学級編制替えを行う場合は、未学習分の多い児童生徒を基準として、内容を精選する

□未学習内容は、新学年の評価には反映しない

□購入した未実施のテスト・プリント等は、確実に返却する

9 感染者・濃厚接触者への偏見・差別



○児童生徒への指導

- ・感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者の家族に対する偏見や差別につながる行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること
- ・誰もが感染者，濃厚接触者になりうる状況であることから，隔離や治療を余儀なくされた人やその周辺の方々の困難や偏見や差別の対象となった人の苦しみに寄り添うことが大切なこと
- ・偏見や差別が原因によるいじめの発生を防ぐこと（咳をしている，マスクなし，欠席している等へのいわれの無い中傷，ウイルス名を面白半分に使うなど）

○外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮

- ・TV，インターネット等による外国の情報を基にした根拠のない差別的な発言，偏見，人権侵害にあたる行為は許されないことについて十分に留意すること

○教職員の対応

- ・個人情報保護の観点から，児童生徒及びその関係する感染者，濃厚接触者等の状況についての秘密を守ること。特に，文書の配付において情報漏洩につながる表記がないようにすること

14 年間予定の見直し②(感染予防対策)(例)



「身体接触」「密閉した空間での発声」
「学級を越えてのかかわり」を伴う教育活動の実施方法を
検討する

例:個人で行う種目を中心に実施 (体育・保健体育)

例:鑑賞を中心に実施,換気を十分にして歌う,屋外で歌う
(音楽)

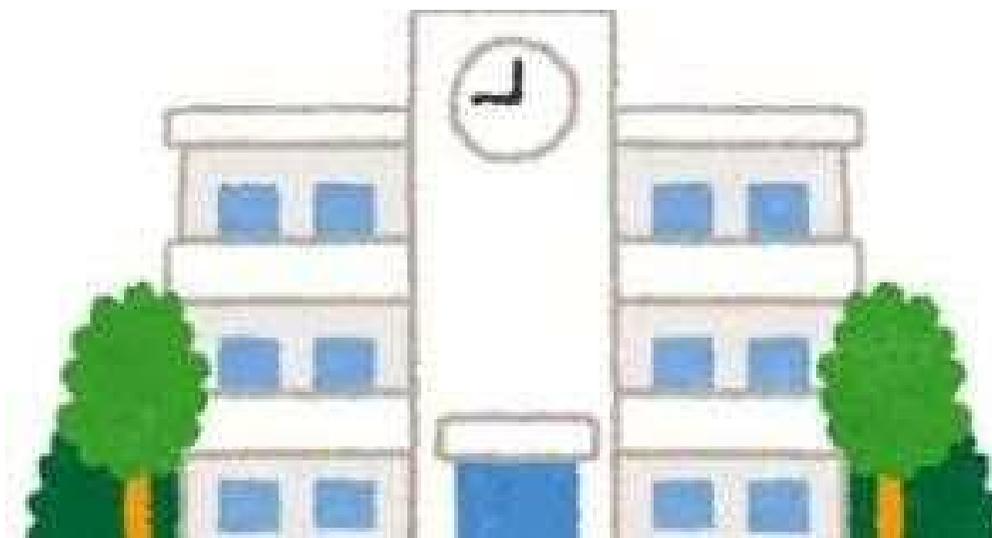
例:3密を避けた工夫をして委員会活動やクラブ活動を行う

例:調理実習,ミシンを使う単元の実施時期を遅らせる
実施の際は,事前事後の手洗い等を徹底する (家庭)



子どもたちの笑顔のために

(ガイドライン改訂版R2.10.2)



新潟市教育委員会